



2024年3月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 K A D O K A W A

代 表 者 名 取 締 役 代 表 執 行 役 社 長 CEO 夏 野 剛

(コード番号：9468 東証プライム)

問 合 せ 先 IR・広報室長 大 上 智 之

(TEL. 03-5216-8212)

当社の子会社による株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）  
の発行に関するお知らせ

当社は本日、当社の子会社である株式会社フロム・ソフトウェア（以下、「フロム・ソフトウェア」）が、2024年3月28日付の同社株主総会承認決議（以下、「本株主総会決議」）を前提として、同社の役職員に対し株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行すること（新株予約権の募集事項の決定を同社取締役会に委任することを含みます。以下同じです。）を承認いたしましたのでお知らせいたします。

I. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社は2023年11月2日に公表した中期経営計画の通り、最終年度の2028年3月期の業績としてグループ全体で売上高3,400億円、営業利益340億円の達成を目指しており、中でもゲーム事業を積極投資領域と位置付けております。コンソールゲーム・モバイルゲームのパイプライン拡大や、事業間連携強化による一層のメディアミックス促進、自社パブリッシング範囲拡大のための体制整備推進を通して、中長期におけるさらなる成長性・収益性向上の実現を目指しております。

この度、ゲーム事業の上記成長をけん引することを期待するフロム・ソフトウェアにおいて、同社の取締役、執行役員及び従業員の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、同社の取締役、執行役員及び従業員に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものであります。

II. 本件による連結業績影響

フロム・ソフトウェアによる新株予約権の発行に伴う連結業績影響として、2029年3月期までの合計で最大約53億円の費用発生を見込んでおります。なお、2023年11月2日に公表した当社の中期経営計画の計数目標には変更はありません。

### Ⅲ. 新株予約権の発行要領

#### 1. 新株予約権の数

465 個（注）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、フロム・ソフトウェア普通株式 465 株（注）とし、下記 3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

（注）本株主総会決議により発行する新株予約権の数は 439 個（当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数はフロム・ソフトウェア普通株式 439 株）であり、本株主総会決議による委任に基づいて取締役会で募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限は 26 個（当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数の上限はフロム・ソフトウェア普通株式 26 株）です。なお、下記 4. の新株予約権の割当日及び下記 9. の申込期日は、本株主総会決議により発行する新株予約権に関するものであり、本株主総会決議による委任に基づいて取締役会で募集事項の決定をすることができる新株予約権の割当日及び申込期日については取締役会で別途決定します。

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

#### 3. 新株予約権の内容

##### （1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類はフロム・ソフトウェア普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1 株とする。

ただし、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、フロム・ソフトウェアが株式分割（フロム・ソフトウェア普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、フロム・ソフトウェアが合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、フロム・ソフトウェアは、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

##### （2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株あたりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

##### （3）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025 年 7

月 1 日から 2033 年 7 月 31 日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、フロム・ソフトウェア取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、フロム・ソフトウェアまたはフロム・ソフトウェアの親会社、関連会社の取締役、監査役、執行役、執行役員、顧問または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由に基づく退任又は退職であるとフロム・ソフトウェア取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、正当な理由があるとフロム・ソフトウェア取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、フロム・ソフトウェアの発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2024 年 4 月 12 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) フロム・ソフトウェアが消滅会社となる合併契約、フロム・ソフトウェアが分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、またはフロム・ソフトウェアが完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、フロム・ソフトウェアは、同社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合（疑義を避けるために付言すると、会社法第 287 条の規定に基づき新株予約権が消滅する場合を除く。）は、フロム・ソフトウェアは、同社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

## 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

フロム・ソフトウェアが、合併（フロム・ソフトウェアが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の決議による承認を要するものとする。

### (8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

### (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

### (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

フロム・ソフトウェアは、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. その他

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、  
フォーム・ソフトウェアは必要な措置を講じる。

9. 申込期日

2024年4月7日

以上